

作品賞に関する権利帰属について

主 催 日本漆喰協会

- (1) 応募作品が受賞作品に選定された場合は、受賞作品およびその応募作品に用いた写真（以下、「受賞作品等」という）の著作権者は、その著作物の下記（４）および（５）に掲げる利用を主催者に無償で許諾するものとする。
- (2) 受賞作品等の著作権者は、主催者から下記（４）および（５）の行為を遂行する第三者に上記（１）で許諾された利用権を移転することについて承諾するものとする。当該第三者およびその転得者からの移転についても同様とする。
- (3) 受賞作品等の著作権者は、主催者および上記（２）で規定する第三者（転得者を含む）に対して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 主催者は、受賞作品等を期間の制限なく無償で複製し、インターネット、印刷物などのあらゆる媒体、手段・方法により、提供（配布等）または提示（配信等）することができる。
- (5) 主催者は、受賞作品等を使用、保存等するにあたり、本作品賞の企画目的もしくは運営上の必要または主催者の業務の必要により、期間の制限なく無償で、その一部を削除し、編集し、表現方法を変更するなどして、受賞作品等の著作物の改変をすることができる。

以上